

静岡市立登呂博物館ミュージアムショップにおける行政財産目的外使用に係る
電気料及び水道料の負担方法等に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、静岡市立登呂博物館ミュージアムショップにおける行政財産目的外使用に係る電気料及び水道料の負担方法等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、令和〇年〇月〇日付け第〇号にて許可した静岡市立登呂博物館ミュージアムショップにおける行政財産目的外使用について、許可条件の規定に基づき、電気及び水道の使用に係る経費の負担方法等に関する必要な事項を定め、もって円滑な管理運営に資することを目的とする。

（負担額の算出方法と根拠）

第2条 乙の負担額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

項目	負担額の算出方法
電気	電気事業者から甲に請求のあった電気料金のうち、電気料金に0.0159を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ※算出に使用する数字の根拠については、博物館建物全体におけるミュージアムショップの面積割とする。 ミュージアムショップの面積／建物全体の面積＝36.55／2296.52＝0.0159153… ≒0.0159（小数点第4位以下切り捨て）
水道	水道事業者から甲に請求のあった水道料金のうち、水道料金に案分比率を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ※算出に使用する数字の根拠については、博物館全体使用水量におけるミュージアムショップの使用水量割とする。 ミュージアムショップの使用水量／建物全体の使用水量＝案分比率（小数点第4位以下切り捨て） ※ミュージアムショップの使用水量については、一日使用水量を7リットルとし、営業日を乗じて得た量。

（料金の支払い等）

第3条 甲は、各事業者からの請求に基づき、料金の全額を支払うものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき、前条に定める方法により負担額を算出し、年度末に一括して乙に請求するものとする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により甲の指定する日までに納入するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙、協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和○年○月○日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 ○○ ○○

○○○○○○○○

乙

○○○○○○○○

○○○○